

船舶インシデント調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年4月27日 08時50分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港港外 酒田港第2北防波堤南灯台から真方位273°860m付近 （概位 北緯38°56.5′ 東経139°46.9′）
インシデントの概要	油送船 ^{たいよう} 泰洋丸は、減速しながら航行中、主機が制御不能になり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油送船 泰洋丸、998トン 142027、泰洋汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、減速しながら航行中、主機の制御が不能となったが、その後、主機の回転数が下がってクラッチが中立状態となったので、緊急投錨を行い、タグボートを要請した。</p> <p>本船は、機器製造業者が点検を行ったところ、‘主機遠隔操縦装置のニューマチックコントローラのプッシュロッド’（以下「本件プッシュロッド」という。）の摺動部^{しゅうどうぶ}がグリース切れで固着気味になっていたことが判明し、本件プッシュロッドの摺動部にグリースを塗布した。</p> <p>機器製造業者は、本件プッシュロッドの摺動部へのグリースの塗布を1週間に1回行うことを推奨していた。</p> <p>主機の取扱説明書には、本件プッシュロッドの摺動部へのグリースの塗布に関する記載がなかった。</p> <p>機関長は、メーカーの推奨を知っていたが、これまでの経験から本件プッシュロッドの摺動部へのグリースの塗布を2週間に1回行っていた。</p>
分析	本船は、本件プッシュロッドの摺動部がグリース切れを起こしたことから、本件プッシュロッドの摺動部が固着気味になり、主機の制御が不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件プッシュロッドの摺動部がグリー

	<p>ス切れを起こしたため、本件プッシュロッドの摺動部が固着気味になり、主機の制御が不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本船は、本インシデント後、次の対策を採った。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本件プッシュロッドの摺動部へのグリースの塗布を1週間に1回行うこととした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機器の点検整備については、機器製造業者が推奨する間隔で実施することが望ましい。・ 主機の取扱説明書には、本件プッシュロッドの摺動部へのグリースの塗布に関する記載をすることが望ましい。